令和4年度標準農作業労働賃金表

今年度の標準農作業労働賃金を下記のとおり定めました。

この標準額表は、農作業における一般的な作業について、 その標準的な金額を定めたものです。受委託にあたり、 "当事者間で委託料を協議するための目安" としてご利用ください。

档 葉 町 農 業 委 員 会

1. 日雇作業労賃

0

当

事

者

間

で委

料を協

する

ための

目安です

作業名	料 金	摘 要
農作業(手作業)	6,700円	8時間
機械作業(機械持参)	10, 000円	8時間(草刈りなど)

※昼食代は含んでおりません。

2. 請負作業(10aあたり)

作業名	料金	摘要
ロータリー耕うん	6, 000円	湿田、未整理地は2割増
代かき	6, 000円	未整理地は2割増
田植え	6, 000円	未整理地は2割増
		(内訳) 刈取 15,000円
		乾燥 8,000円
コンバイン(乾燥、運搬まで)	25, 000円	運搬 2,000円
		未整理地は2割増
		倒伏(湿田含む)2割増
動力畦ぬり	50円	1mあたり
籾摺調整	800円	60kgあたり(色彩選別込)
肥料散布	1, 000円	ブロードキャスター(動力) 20kgあたり500円を想定

[※]ほ場条件の差異により相互協議による。

【参考】農地の賃借料情報

10aあたり 4,000円

※この金額はあくまで参考ですので 当事者間で協議して決定してください。

【参考】福島県最低賃金

1時間あたり 828円

※令和3年10月1日改定

農地法関係の申請について

- ●農地法第3条申請(農業委員会許可) 農地の売買、貸借、贈与、交換等するとき
- ●農地法第4条申請(福島県知事許可) 自己所有の農地を農地以外にするとき
- ●農地法第5条申請(福島県知事許可)第三者所有の農地を農地以外にするとき
- ■一時的な転用(最高3年間)の申請(福島県知事許可)
- ①農地転用をするときは、必ず事前に許可を受けてから行ってください。許可申請書等については、許可を受けようとする月 の前月の末日まで農業委員会まで提出してください。
- ②その他詳しいことについては、農業委員及び農地利用最適化 推進委員又は農業委員会事務局までご相談ください。 (農業委員会事務局:0240-23-6104)